

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定により令和4年度に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月27日

岐阜県監査委員 林 幸 広

岐阜県監査委員 国 枝 慎太郎

岐阜県監査委員 鈴 土 靖

岐阜県監査委員 長 縄 直 子

岐阜県監査委員 南 圭 一

令和4年度

行政監査結果報告書

オンライン診療の実施状況について

令和5年3月

岐阜県監査委員

令和4年度 行政監査結果報告書 目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	2
第4	監査の実施内容	2
第5	監査の結果	3
第6	監査結果の要旨及び意見	14

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による財務監査
地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による行政監査

【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第 199 条第 1 項により財務事務等を監査するとされているほか、第 2 項により必要があると認められるときは、普通地方公共団体の事務について、監査（いわゆる行政監査）をすることができるとされている。

本県では、行政監査として、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどについて監査している。

財務に関する事務と、それ以外の例えば事務執行にかかる事務などは、時に密接に関係しているため、行政監査の報告書は財務に関する事務にかかる事項を含むことがある。

第 2 監査の対象

1 テーマ

「オンライン診療の実施状況について」

2 テーマ選定の理由

- ・平成 30 年 4 月に診療報酬改定で評価されたオンライン診療は、情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行うことが可能であることから、在宅医療における訪問診療等の代替手段として医療機関の負担軽減等の効果が期待されている。
- ・また、患者との接触がなくても診療ができる特性から、新型コロナウイルス対策として評価されて、令和 2 年 4 月 10 日以降、初診からオンライン診療が可能になる等の時限的規制緩和措置が取られ、さらに同年 10 月には初診緩和措置の恒久化の方針が出されている。
- ・一方、県は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略（2019～2023 年度）において、「将来の医療需要に応じた病床の配置や対面診療とオンライン診療を組み合わせるなどにより、効率的で効果的な地域医療提供体制の構築を推進する」こととしている。
- ・こうしたことから、県は、在宅医療資源の乏しい中山間地での活用や、新型コロナウイルス感染者の増加予防等が期待されるオンライン診療に要する経費を県が負担することが妥当であるとして、令和 2 年度には岐阜県オンライン診療設備整備費補助金により、また令和 3 年度には岐阜県在宅オンライン診療設備整備費補助金により、オンライン診療の実施に必要な機器の整備に対する支援を行ってきている。

- ・以上を踏まえて、上記2補助金の交付事務は適切に実施されているか、両補助金により整備された機器は十分に活用され、効率的で効果的な地域医療提供体制の構築を推進するものとなっているか、オンライン診療の推進に向けた県の取組は適切に実施されているかなどについて改めて確認することが必要であると考え、「オンライン診療の実施状況について」をテーマとして監査を実施した。

3 監査の対象とする補助制度について

- ・令和2年度岐阜県オンライン診療設備整備費補助金
- ・令和3年度岐阜県在宅オンライン診療設備整備費補助金

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりであり、監査の対象となった事務が規定等に基づき、適切に行われ、経済的、効率的かつ効果的なものとなっているかを主眼として監査を実施した。

- 【着眼点1】 補助金交付事務が適切に行われているか。
- 【着眼点2】 オンライン診療の実施実績が適切に把握されているか。
- 【着眼点3】 オンライン診療の課題が検証され、新規参入を促進するための取組がされているか。

第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類による実態等の予備的監査を実施した後、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

また、補助金を交付した医療機関のうち2医療機関の代表者に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として実地調査を実施した。

<監査対象機関>

医療福祉連携推進課

<監査の実施場所及び日程>

- 1 予備監査（監査委員事務局による書面調査）
医療福祉連携推進課 令和4年7月26日～令和5年2月27日
- 2 本監査（監査委員による書面監査）
1705会議室 令和5年2月28日
- 3 関係人調査
2医療機関（監査委員事務局による実地調査）

- ・ A医療機関 令和4年6月30日
- ・ B医療機関 令和4年7月11日

第5 監査結果

1 補助制度の概要

(1) 令和2年度岐阜県オンライン診療設備整備費補助金

ア 事業の概要

へき地や中山間地域で往診や訪問診療を行う医療機関の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関（歯科除く）におけるオンライン診療に必要な情報通信機器の整備に要する費用に対して補助金を交付するもの

イ 補助事業者

県内に所在する病院又は診療所（歯科診療所を除く。）であって、診療報酬のオンライン診療料に係る施設基準の届出を行い、又は行う予定であるものの開設者

ウ 補助対象経費

オンライン診療専用の情報通信機器の整備に係る初期経費

エ 補助金の額

基準額（診療所 200千円、病院（99床以下）400千円、（100床以上199床以下）600千円、（200床以上800千円））と補助対象経費の実支出額とを比較して小さい方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

オ 本事業の実施理由

医療福祉連携推進課（以下「所管課」という。）は、令和元年度に「岐阜県医療機関・訪問看護ステーション実態調査」を実施している。

同調査結果書によると、1724医療機関のうち有効回答を得られた844医療機関において、オンライン診療について、

- ① 「取り組む意向があり、実施しているまたは予定がある」が2.8%
- ② 「取り組む意向があるが、実施は難しい。」が22.4%
- ③ 「取り組む意向がない」が72.6%

となっていた。

また、上記②及び③の計802医療機関からオンライン診療実施への課題で最も多く挙げられたのは、「初期投資に対する補助金制度の創設」で30.3%であり、次いで「開始にあたって、手続き等のノウハウやセキュリティを学ぶ研修会の開催」が29.2%、「対象

疾患の拡大等、オンライン診療要件の緩和」が 25.1%となっていた。

所管課は、上記のように「オンライン診療に取り組む意向があるが、実施が難しい」と回答した医療機関が有効回答数の 2 割を超え、さらにこれら「取り組む意向がない」と回答した医療機関を加えた有効回答数の 9 割を超える医療機関が最も多く挙げた課題が「初期投資に対する補助金制度の創設」であったことを踏まえて、「オンライン診療専用の情報通信機器の整備に係る初期経費」を対象経費とする本件補助事業の実施を決定したとしている。

(2) 令和 3 年度 岐阜県在宅オンライン診療設備整備費補助金

ア 事業の概要

在宅医療提供体制の構築や多職種連携強化を図ることによる地域包括ケアシステムを推進していく上で、へき地や中山間地域における往診や訪問診療を行う医療機関の負担軽減及び患者の医療の確保対策として、在宅患者のオンライン診療の補助に必要な情報通信機器の整備に要する経費に対し補助金を交付するもの

イ 補助事業者

県内に所在する訪問看護事業所（岐阜圏域内に所在する事業所は除く。）であって、機能強化型訪問看護管理療養費の施設基準の届出を行い、又は行う予定であるものの開設者

ウ 補助対象経費

オンライン診療の補助に必要な情報通信機器であって医療介護専用コミュニケーションツールを搭載したものの整備に係る初期経費

エ 補助金の額

基準額（1 事業所当たり 350 千円）と補助対象経費の実支出額とを比較して小さい方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

2 事業の実施状況

(1) 令和 2 年度岐阜県オンライン診療設備整備費補助金

ア 補助金の交付実績

125 医療機関に対し総額 27,259 千円を交付

イ 補助対象医療機関におけるオンライン診療の実施状況等

当補助金の実施要綱において、補助事業者は補助を受けた日の

属する年度の翌年度から少なくとも3年間、県が別途実施するオンライン診療の実施状況等に関する調査に協力すべきことが定められている。

所管課では、この規定に基づき令和3年度（調査対象期間：令和3年4月1日～7月31日）及び4年度（調査対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）に調査を実施している。

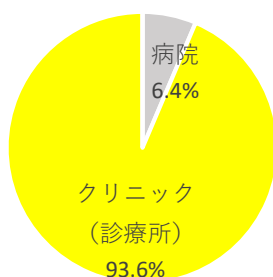
これらのうち令和4年度調査結果によれば、当補助金の交付を受けた125医療機関におけるオンライン診療の実施状況等は次の（ア）から（オ）のとおりである。

（ア）補助金の交付を受けた医療機関の種別

下表のとおり、補助金の交付を受けた医療機関の大部分はクリニック（診療所）であった。

○補助金の交付を受けた医療機関の種別

		(機関数)
		R4調査
医療機関種別	病院	8
	クリニック（診療所）	117
計		125



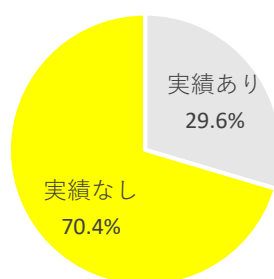
（イ）オンライン診療の診療実績について

下表のとおり、当補助金の交付を受けた医療機関の約7割において、オンライン診療の実績はなかった。また、オンライン診療の実績のある医療機関においても、その約7割における診療実績は月当たり5名以下となっている。一方で、月当たりのオンライン診療実績が21名以上と、比較的オンライン診療の多い医療機関も複数見受けられる。

○オンライン診療の診療実績

(機関数)

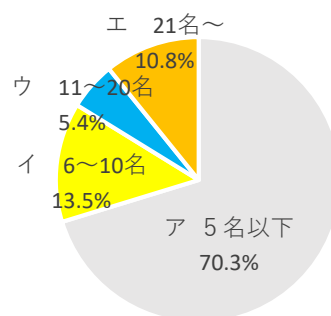
		R4調査
オンライン診療実績	あり	37
	なし	88
計		125



○オンライン診療の診療人数

(機関数)

診療実績	R 4 調査
ア 月 5名以下	26
イ 6～10名程度	5
ウ 11～20名程度	2
エ 21名程度～	4
計	37



(ウ) オンライン診療を実施した理由について

オンライン診療を実施した医療機関においては、その理由について、下表のとおり約6割が、新型コロナウイルス感染症の感染拡

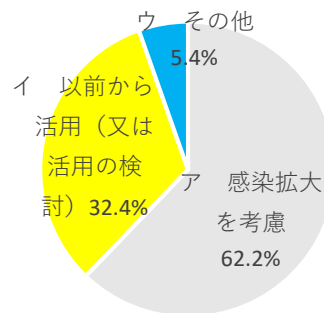
大に考慮したためであるとしている。

なお、オンライン診療の診療実績が月当たり 11 名以上の医療機関は、全医療機関が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に考慮したことを理由としており、以前からオンライン診療を活用（又は活用を検討）していた医療機関における診療実績は、月 10 人以下にとどまっていた。

○オンライン診療を実施した理由

(機関数)

		R4調査
実施理由	ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に考慮した	23
	イ 以前からオンライン診療を活用（又は活用を検討）していた	12
	ウ その他	2
	計	37



また、以前からオンライン診療を活用（又は活用を検討）していたとする医療機関は、その詳しい理由として、仕事や家庭の事情等により通院が困難な患者への対応、住まいが遠方で通院が困難な患者への対応、生活習慣病等の慢性疾患で患者の利便性の向上を図るためなどを挙げている。

(エ) オンライン診療を実施しない理由について

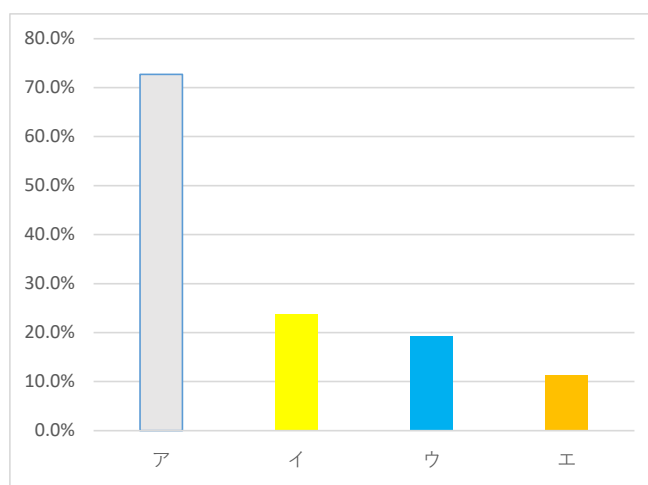
オンライン診療を実施しなかった医療機関においては、その理由について、下表のとおり 7 割を超える医療機関が適切な実施に当たって該当する患者がいなかったためとしている。

その他の理由としては、対面診療から積極的に切り替える必要性を感じなかったため、提案したものの患者が希望しなかったためなどが見受けられた。

○オンライン診療を実施しない理由

(機関数)

		R4調査
実施して いない 理由 (複数回答)	ア オンライン診療の適切な実施にあたって該当する患者がいなかったため	64
	イ 体制は整えたものの対面診療から積極的に切り替える必要性を感じなかったため	21
	ウ 患者に提案したものの患者が希望しなかったため	17
	エ その他	10
オンライン診療を実施していない医療機関数		88



(オ) オンライン診療の実施に当たっての今後の課題について

下表のとおり、オンライン診療の実施に当たっての今後の課題については、半数以上の医療機関が患者のシステム使用スキルを挙げている。

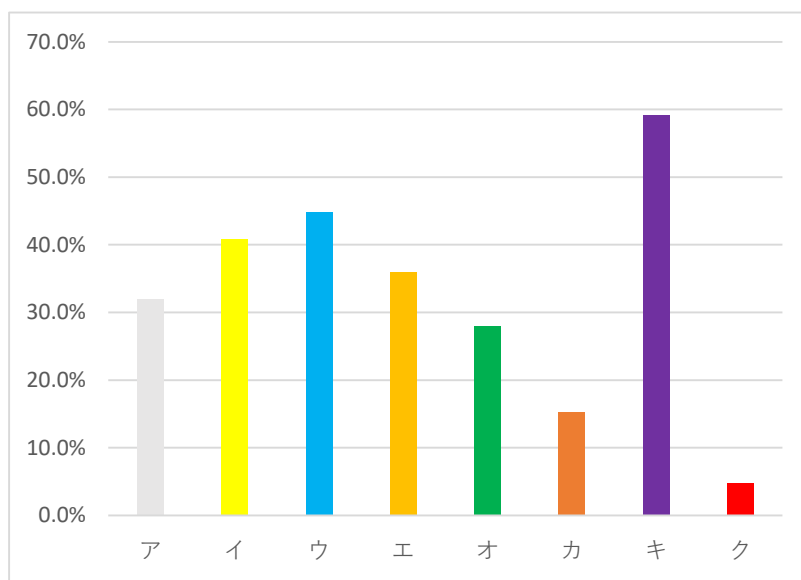
また、約半数の医療機関が診療報酬における問題を、約半数の医療機関が設備整備やシステム使用料等の費用面における問題を挙げている。

診療報酬及び費用面における問題は、「経営への影響」と整理することができる。そしてこれらのいずれかを問題として挙げているのは92医療機関と、全体の約7割となっている。

○オンライン診療の実施にあたっての今後の課題

(機関数)

		R4調査
今後の課題 (複数回答)	ア 設備整備に係る費用がかかる	40
	イ システム使用料等のランニングコストがかかる	51
	ウ 診療報酬の評価が充分でない	56
	エ 診療報酬の適用となる要件が限定的である	45
	オ 遠隔でも患者の状態が正確に把握できるための医療機器、システム等	35
	カ 在宅医療における訪問看護師等との連携	19
	キ 患者のシステム使用スキル	74
	ク その他	6
調査に回答した医療機関数		125



(カ) 関係人調査により聴取した医療機関の意見について

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、補助金を交付した医療機関のうち 2 医療機関の代表者に対して関係人調査を実施しオンライン診療についての意見を聴取したところ、下表のとおり (a) 診療の基本は対面であり、患者も対面診療を求めている、(b) 診療報酬とオンライン診療実施に要する費用や手間を対比すると、医療機関にとって対面診療に比してオンライン診療の負担感が高い、(c) 診療科ごとの特質や患者の年齢層等によって、オンライン診療の向き不向きがある、(d) 災害等を想定した観点から推進してはどうかなどの意見が得られた。

○関係人調査の結果

	調査した事項	A 医療機関の回答 令和3年調査で 診療実績なしと回答	B 医療機関の回答 令和3年度調査で 診療実績ありと回答
1	オンライン診療の推進にかかる考え（賛成、反対、どちらでもない、またその理由）	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療の推進はケースバイケース。 ・インフラ整備がされていないと動けない。行政主導でやってほしい。 ・患者は対面診療を求めている。平時は困っていない。都市部とは違う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・反対 ・診療の基本は対面であり、止むを得ない状況においてのみ、オンライン診療が許容されると考える。
2	オンライン診療を実施した患者の数の推移及びオンライン診療を利用される患者の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・患者は1名、月1回程度 ・3～4か月継続実施したが、その後、外来に変更し、入院となったため、診療は終了した。以降、オンライン診療に係る患者はいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者は月1～3名程度 ・登録者は多いものの、受診者は一部に留まっている。 ・一時的な利用で終わってしまう患者が多い。 ・利用する患者の疾患は、症状が安定しており、カメラで見て診察できるもの。
3	オンライン診療を実施するためのランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・初期導入費用 20万円 ・システム利用料 月額 1万円 ・月3人程度の患者がコンスタントにいないとシステム利用料にかかる費用が回収できない。あくまでシステム利用料であり、職員の人件費を含めるとそれでも足りない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期導入費用なし ・システム利用料 患者負担：330円 病院負担：決済額の4% ・費用的には利用がなければランニングコストがかからないシステムなので気にならない ・新規に登録して回線が繋がらないとき、病院側か患者側のどちらに問題があるのか分からない弊害がある
4	アンケート調査で「診療報酬の適用となる要件が限定的である」との回答されていることについて、ボトルネックとなる要件は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・回答した当時と違い、要件は緩和されているが、診療報酬を倍にするとかのメリットがないと医師はやりたがらないのではないかと。 ・患者が少ない新規の開業医等は、オンライン診療も患者増の手段としてはあり得るかもしれないが、既にかかりつけの患者が多い開業医では、現在の診療報酬では、事務負担が増えるだけでやりたがらないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、オンライン診療の対象となる疾患が少数の慢性疾患に限られていたが、現在は、疾患の制限が緩和されオンライン診療が幅広く行えるようになっている
5	○B医療機関のみ調査 アンケート調査で「診療報酬の評価が低く設定されている」と回答されていることについて、具体的な内容は何か。		<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療は、対面診療に比して診療側の時間負担があり、月額費用が必要なシステムでは負担感が大きいと感じる ・処方箋も郵送する必要があるが個人情報を扱うため、トータルの手間を考えると通常の診療よりも負担感が大きい。 ・受診側のメリットが大きい分、診療報酬でも負担を高くすべきと考える。
6	○B医療機関のみ調査 令和4年4月の診療報酬改定でオンライン診療の初診料が214点から251点に増額されたことに対する評価		<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬が手厚く改定されたという印象はない ・月額のシステム利用料が発生するシステムを使用している医療機関の負担は大きいのではないかと
7	オンライン診療の推進に向けての問題点とその解決のための方策について	<ul style="list-style-type: none"> ・医師と直接、対面しないインターネットでの診療で患者が納得するのか。 ・地域医療を守るには患者とのコミュニケーションが必要である。何もかもオンライン診療では地域医療が崩壊する。 ・患者の年齢層が高いとオンライン診療は不向き ・オンライン診療のみではなく、災害等を想定した別のアプローチから行政主導で推進することもあるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用面では、初期導入から毎月の定額負担があるものと出来高払いのシステムがあり、利用頻度が安定しない時期は出来高払いが安全である ・身体的接触が少ない精神科とカウンセリングは、家での診療で患者も話しやすく、コロナ禍での移動の心配もなくなり、オンライン診療に適していると感じている ・聴診や視診、触診が重要な診療手段である小児科の外來診療はどちらかと言えばオンライン診療には向いていない

(2) 令和3年度岐阜県在宅オンライン診療設備整備補助金

ア 補助金の交付実績

訪問看護事業所3事業所に対し総額938千円を交付

イ 補助対象訪問看護事業所におけるオンライン診療の補助行為の実施状況等

当補助金の実施要綱において、補助事業者は、県が実施するオンライン診療や医療介護情報の連携状況等に関する調査に協力すべきことが定められている。

所管課では、この規定に基づき、令和4年度（調査対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）に調査を実施している。

この調査結果によれば、令和3年度の補助金の交付を受けた3訪問看護事業所においては、オンライン診療の補助行為の実績はなかった。

そして、3訪問看護事業所においては、その理由について、連携医療機関からオンライン診療に伴う診療補助行為の指示等を受けていないためとしていた。

連携医療機関は、訪問看護事業所と協力関係にある医療機関であり、在宅の患者は、訪問看護事業所から派遣された看護師が側にいる状態でオンラインにより連携医療機関の医師の診療を受け、看護師は、医師の指示を受けて診療の補助行為を行っている。

医師の指示がなければ、看護師は単独で診療の補助行為を行うことができないため、連携医療機関がオンラインによる診療を行わなければ、訪問看護事業所では、診療の補助行為を行うことができない。

ウ 補助事業の交付事務について

本補助金について、補助金の交付事務が適切に行われているかについての確認を実施したところ、特段の問題点は見受けられなかった。

3 施設基準の届出の状況

(1) 制度の概要

令和4年3月31日まで、医療機関がオンライン診療を実施し、診療報酬（オンライン診療料）を算定するためには、オンライン診療料に係る施設基準（以下「旧施設基準」という。）の届出を行う必要があった。令和4年4月の診療報酬改定により旧施設基準の届出が廃止され、新たに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準（以下「新施設基準」と

いう。)が設けられた。これにより、診療報酬（情報通信機器を用いた場合の診療料 初診料 251 点、再診料 73 点）を算定するためには、これまで旧施設基準の届出を行っていた医療機関も含め、新施設基準の届出を提出することが必要となっている。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにより、新施設基準の届出を行っていない医療機関についても電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合、所定の診療報酬（初診料 214 点、再診料 73 点）を算定することが認められている。

(2) 新施設基準の届出状況等について

ア 令和 2 年度補助金交付医療機関の届出状況等について

令和 2 年度に補助金を交付した 125 医療機関について新施設基準の届出状況は次のとおりである。

令和4年12月1日現在

届出の状況	医療機関数	令和3年度における オンライン診療実績の有無	医療機関数
届出あり	42	左のうち診療実績あり	21
		診療実績なし	21
届出なし	83	左のうち診療実績あり	16
		診療実績なし	67

令和 2 年度に補助金の交付を受けた 125 医療機関は、すべて旧施設基準の届出を行っていたが、このうち 83 医療機関は新施設基準の届出を行っておらず、今後、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いが終了した場合、これらの医療機関においては補助対象となった機器を活用してオンライン診療が行われることは期待されない状況となっている。なお、届出を行っていない 83 医療機関のうち、16 医療機関は、令和 4 年度の調査においてオンライン診療の診療実績があったと回答している。

また、県内医療機関全体についても新施設基準の届出の広がりには限定的であり、令和 4 年 12 月 1 日現在で保険医療機関の施設基準の届出が受理されている 1244 医療機関中、新施設基準の届出を行っているのは 116 医療機関と 1 割未満となっている

イ 令和3年度補助金交付訪問看護事業所の連携医療機関の届出状況について

令和3年度に補助金を交付した訪問看護事業所3事業所の連携医療機関における新施設基準の届出状況は次のとおりである。

令和4年12月1日現在

事業所	連携医療機関数	左記のうち 令和2年度補助金を 活用した医療機関数	届出医療機関数
A訪問看護事業所	1	1	0
B訪問看護事業所	3	0	2
C訪問看護事業所	4	0	3

補助金の交付を受けた3訪問看護事業所のうち1訪問看護事業所においては、連携医療機関で届出を行っているところがないことから、現状においては、補助金の交付を受けて整備した機器を活用してオンライン診療の補助行為が行われることは期待されない状況となっている。

4 県における対応状況

令和2年度補助金の要綱等は、県の実施する調査への協力は求めているが、オンライン診療の実施や補助金で整備された機器の活用は求めている。

所管課は、調査結果を通じてオンライン診療を実施しておらず整備された機器を活用していない医療機関が多数に上ることは把握していたが、令和2年度補助金については、オンライン診療が必要となった際、いつでも実施できるように体制を整備することは補助目的に合致するものとして特段の措置は講じていなかった。

一方、令和3年度補助金については、監査において記録は確認できなかったものの、補助事業者である2訪問看護事業所の連携医療機関である1医療機関に対し、オンライン診療の実施について電話で個別に働きかけたとしている。

また、令和4年度には、令和2年度に補助金を交付した医療機関におけるオンライン診療の実施状況等に関する調査に当たり、「オンライン診療の実施に当たり、旧施設基準の届出を行っている医療機関も、令和4年度診療報酬改定に伴い、新施設基準の届出を改めて行う必要がある」旨を調査書に付記して注意を喚起したほか、同年度に交付しているオンライン

診療設備費補助金について、以下の方策を講じていた。

- (1) オンライン診療の実施見込みを予め把握するため、補助金交付申請書において、補助事業者が病院又は診療所の場合に「オンライン診療の実施が可能とする患者の想定数」（現時点で医師が、医学的な観点からオンライン診療の実施が可能であると判断できる患者を想定した場合の人数）を記入させることとした。
- (2) オンライン診療の実施の促進を図るため、額の確定通知書の交付に当たり、「岐阜県オンライン診療設備整備費補助金の活用について（お願い）」と題した文書を合わせて交付し、補助実施に伴うオンライン診療の推進に配慮を依頼した。

第6 監査結果の要旨及び意見

1 監査結果の要旨

(補助金で整備された機器の活用状況)

令和2年度の補助金の交付を受けた125医療機関の約7割にあたる88医療機関においてオンライン診療の実績はなく、令和3年度の補助金の交付を受けた3機能強化型訪問看護事業所の全てにおいてオンライン診療の補助行為の実績はなかった。

これらの医療機関及び事業所に交付された補助金で整備された情報通信機器は有効に活用されているとは言い難く、適切な状況とは認められない。

(オンライン診療の実施状況)

上記のとおり、令和2年度の補助金の交付を受けた125医療機関の約7割においてオンライン診療の実績はなく、令和3年度の補助金の交付を受けた3訪問看護事業所の全てにおいてオンライン診療の補助行為の実績はなかった。またオンライン診療の実績のある医療機関においてもその約7割における診療実績は月当たり5名以下と、オンライン診療の実施は限定的なものとなっていると認められた。

また、県内の保険医療機関の施設基準の届出が受理されている1244医療機関中、オンライン診療に係る新施設基準の届出を行っているのは116医療機関と1割未満に過ぎない。令和2年度の補助金の交付を受けた125医療機関についてみても、オンライン診療の実績があるとしている16医療機関を含む83医療機関は同届出を行っておらず、令和3年度の補助金の交付を受けた3訪問看護事業所のうち1訪問看護事業所においては、連携医療機関で新施設基準の届出を行っているところがなく、今後のオンライン診療またはオンライン診療の補助行為の実施が危ぶまれる状況となっている。

(オンライン診療の課題及び活用可能性)

所管課が実施した調査によれば、オンライン診療の実施に当たっての今後の課題として、患者のシステム使用スキルや、診療報酬及び費用面といった経営への影響が挙げられている。そして基本的にはオンライン診療よりも対面診療を重視する医療機関が多いように見受けられる。

一方、上記調査や関係人調査の結果を踏まえると、診療料や病状による特質、医療機関の少ない山間部などの地域特性、通院が困難などの患者の状況等によってオンライン診療にメリットがある場合もあると考えられる。

また、オンライン診療を実施した理由として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に考慮した」とする医療機関が多いことなどを考慮すると、感染症の拡大や災害時などの緊急事態に対する備えになるとも考えられる。

2 意見

- ・ **(検討事項)** 令和2年度補助金及び令和3年度補助金で整備された情報通信機器が有効に活用されていない状況は適切とは認められない。所管課においては、これらの活用の方策について検討されたい。
- ・ オンライン診療の実施については様々な問題があり、その実施状況は補助金の対象となった医療機関等を含めて限定的なものとなっていると認められた。一方で、オンライン診療実績が比較的多い医療機関も見受けられ、優良事例として参考にすべき点がある可能性がある。

また、医療機関の意見を踏まえると、診療科ごとの特質、地域特性、患者の状況等によって、あるいは緊急事態に対する備えとして、オンライン診療にメリットがある場合もあるように見受けられる。

所管課においては、引き続き効率的で効果的な地域医療提供体制の構築に寄与するオンライン診療の在り方について検討するとともに、必要に応じて適切に支援を進められたい。